

(新旧対照法令一覧)

○行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号) (附則第十五条関係)	1
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号) (附則第十六条関係)	2
○独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号) (附則第十七条関係)	3
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律 (平成二十年法律第六十三号) (附則第十八条関係)	4
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第 号) (附則第十九条関係)	5
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二十一年法律第 号) (附則第二十条関係)	6
○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第 号) (附則第二十一条関係)	8

○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

（附則第十五条関係）

改 正 案

別表（第十二条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第 号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
（略）	（略）

現 行

別表（第十二条関係）

名称	根拠法
（新設）	
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
（略）	（略）

（傍線の部分は改正部分）

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学 学学園	沖縄科学技術大学院大学学 園法（平成二十一年法律第 号）	（新設）	
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七 年律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七 年律第三十一号）
（略）	（略）	（略）	（略）

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第 号）	（新設）	
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年律第三十一号）
（略）	（略）	（略）	（略）

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表（第二条関係） 一 削除 二（三十二）（略）</p>	<p>別表（第二条関係） 一 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構 二（三十二）（略）</p>

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）

（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条並びに附則第四条、第二十四条及び第百五十六条の規定 公布の日 一の二〇六（略）</p> <p>（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）</p> <p>第百五十五条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第七条から第九条までを次のように改める。</p> <p>第七条から第九条まで 削除</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第百五十六条（略）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条並びに附則第四条、第二十四条及び第百五十五条の規定 公布の日 一の二〇六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第百五十五条（略）</p>

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）

（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 内閣府関係（第二条―<u>第六条の二</u>）</p> <p>第三章（第十三章（略））</p> <p>附則</p> <p>（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）</p> <p>第六条の二 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三条第七項中「事業年度」の下に「の終了後」を加え、「業務の実績については」を「通則法第三十二条第一項各号に掲げる事項の評価については、同日において機構の中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。第十二項において同じ。）が終了したものとすて」に改め、「評価を」を削り、「第三十二条第三項」を「第三十四条第二項」に改め、「及び勧告」を削り、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 内閣府関係（第二条―<u>第六条</u>）</p> <p>第三章（第十三章（略））</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

8 通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、学園が従前の例により行うものとする。この場合において、通則法第三十三条第一号中「中期目標（中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、次の中期目標）を達成するために必要な限度において、業務運営の改善に關し独立行政法人」とあるのは、「業務運営の改善に關し沖繩科学技术大学院大学学園」とする。

9 通則法第十二条第一項に規定する評価委員会（以下この項において単に「評価委員会」という。）は、第七項の規定により学園が従前の例により受ける通則法第三十二条第一項各号に掲げる事項の評価に際し、内閣総理大臣に対し、業務運営の改善に關し学園が当面講ずべき措置について、必要な勧告をすることができる。この場合において、評価委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

10 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた場合には、学園に対し、業務運営の改善に關し学園が当面講ずべき措置について、必要な勧告をすることができる。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）

（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学 学学園	沖縄科学技術大学院大学学 園法（平成二十一年法律第 号）	（新設）	
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭 和四十七年律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭 和四十七年律第三十一号）
（略）	（略）	（略）	（略）